

# 製品安全データシート

作成: 2014年2月18日

改訂: 2015年3月27日

## 1. 製品及び会社情報

整理番号 : RF019-02  
製品名 : ダコグリーン顆粒水和剤  
会社名 : クミアイ化学工業株式会社  
住所 : 東京都台東区池之端1-4-26  
担当部門 : 生産資材部生産業務課  
電話番号 : 03-3822-5180  
FAX番号 : 03-3827-0825  
緊急連絡先 : 同上  
推奨用途及び使用上の制限 : 農薬(殺菌剤)

## 2. 危険有害性の分類

### 最重要危険物有害性及び影響

#### GHS分類

|           |                   |          |
|-----------|-------------------|----------|
| 物理化学性危険性  | 自己発熱性化学品          | : 分類できない |
|           | 自然発火性固体           | : 分類できない |
|           | 可燃性固体             | : 分類できない |
|           | 水反応可燃性化学品         | : 分類できない |
| 健康に対する有害性 | 急性毒性(経口)          | : 区分4    |
|           | 急性毒性(経皮)          | : 区分外    |
|           | 急性毒性(吸入:ガス)       | : 分類対象外  |
|           | 急性毒性(吸入:蒸気)       | : 分類できない |
|           | 皮膚腐食性/刺激性         | : 区分2    |
|           | 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性   | : 区分1    |
|           | 皮膚感作性             | : 区分1    |
|           | 呼吸器感作性            | : 分類できない |
|           | 生殖細胞変異原性          | : 区分1B   |
|           | 発がん性              | : 区分2    |
|           | 生殖毒性              | : 区分2    |
|           | 特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) | : 区分1    |
|           | 特定標的臓器/全身毒性(反復暴露) | : 区分1    |
| 環境に対する有害性 | 吸引性呼吸器有害性         | : 分類できない |
|           | 水生環境有害性(急性)       | : 区分1    |
|           | 水生環境有害性(慢性)       | : 区分1    |

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素  
絵表示



注意喚起語 危険

#### 危険有害性情報

- ・飲み込むと有害
- ・皮膚刺激

- ・重篤な眼の損傷
- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・遺伝子疾患のおそれ
- ・発がんのおそれの疑い
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・神経系、全身毒性の障害
- ・長期にわたる、又は、反復ばく露によるより臓器（甲状腺、神経系、血液系、下腿筋、精巣）の障害
- ・水生生物に非常に強い毒性
- ・長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

#### 注意書き

##### 【予防策】

- ・使用前に取扱説明書入手し、安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・取り扱いの際には、飲食または喫煙をしないこと。
- ・粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・取り扱い後はよく洗うこと。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

##### 【対応】

- ・気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・特別な処置が緊急に必要である。(4.応急措置を参照)・・・緊急の解熱剤投与が必要な場合
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合：気分が悪いときは、医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。
- ・皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・漏出物を回収すること。

##### 【保管】

- ・施錠して保管すること。

##### 【廃棄】

- ・内容物、容器を法、条例に従って安全に処理する。または、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

化学名：テトラクロロイソフタロニトリル/ビス（ジメチルチオカルバモイル）ジスルフィド/混合物

|         |                        |       |
|---------|------------------------|-------|
| 成分及び含有量 | TPN（クロロタロニル）           | 50.0% |
|         | チウラム（テトラメチルチウラムジスルフィド） | 30.0% |
| <その他>   | 鉱物質微生物・界面活性剤等          | 20.0% |

化学式：  
 $C_8Cl_4N_4$  / TPN  
 $C_6H_{12}N_2S_4$  / チウラム

官報公示整理番号： 化審法 3-1805 TPN

|     |           |      |
|-----|-----------|------|
|     | 4-(7)-539 | チウラム |
| 安衛法 | 2-1820    | TPN  |
|     | 2-(5)-87  | チウラム |

C A S No. : 1897-45-6 / TPN  
137-26-8 / チウラム

#### 4. 応急措置

目に入った場合：直ちに清浄な流水で十分に洗眼し、医療措置を受ける。コンタクトレンズを着用していて容易にははずせる場合ははずし、その後も洗浄を続けること。

TPNの目症状には対症療法が有効である。

皮膚に付着した場合：汚染した衣類、靴などは速やかに脱ぎ捨て、製品が付着した部分を水又はぬるま湯で十分に洗い流し、石鹸を使って洗浄する。皮膚に刺激を生じた場合は医師に相談すること。

TPNの皮膚症状にはステロイド剤の投与が有効である。

吸入した場合：被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移動し、衣服をゆるめて深呼吸させる。多量に吸入した場合は医療処置を受ける。

TPNの呼吸器症状にはぜん息対症療法が有効である。

飲み込んだ場合：被災者を安全な場所に移動し、直ちに医療措置を受ける。口の中に残っているものはぬぐったりして除去した後、多量の水や牛乳を与えて吐き出させる。ただし被災者に意識の無い場合はものを与えたり、吐き出させたりしてはならない。

#### 5. 火災時の措置

消火方法：初期の消火には粉末、不活性ガス消火器、泡沫消火器などを用いる。大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

消火剤：水、粉末消火剤、二酸化炭素、泡沫消火剤

消火活動上の注意：危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合は容器及び散水して冷却する。

燃焼又は高温により刺激性又は有毒なガス（一酸化炭素、窒素酸化物、塩素化合物、硫黄酸化物等）が生成するおそれがあるので、呼吸保護具を着用する。

消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

#### 6. 漏出時の措置

作業員に対する注意：作業の際には保護具（暴露防止措置欄参照）を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵を吸入しないようにする。関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境影響に対する注意：流出した多量の製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。

流出物の処理に対する注意：飛散したものを掃き集めて、密閉できる空容器に回収する。

#### 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い上の注意：取扱いは換気のよい場所で行い、漏れ、あふれ、飛散がないようにする。

皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないようにする。休憩場所には、手荒い、洗顔等の設備を設け、取り扱い後に手、顔等をよく洗う。

火災・爆発の防止：通常の保管方法で問題無し。

保管上の注意：直射日光が当たらない冷暗所に保管し、異種物質の混入を避けること。

#### 8. 暴露防止措置

許容濃度：日本産業衛生学会 チウラム 0.1mg/m<sup>3</sup>

A C G I H チウラム TWA 0.05mg/m<sup>3</sup>

設備対策：取り扱いについては、できるだけ密閉された装置、機器を使用し、局所排気装置を併用する。

保護具 呼吸用保護具：防塵マスク

保護手袋：ゴム手袋

保護眼鏡：側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型

保護衣：作業着、帽子、保護服、保護クリーム

## 9. 物理・化学的性質

|              |            |
|--------------|------------|
| 外観等          | : 類白色水和性細粒 |
| 臭い           | : データなし    |
| pH (5倍希釈液)   | : 7.9      |
| 融点・凝固点       | : データなし    |
| 沸点・初留点及び沸騰範囲 | : データなし    |
| 引火点          | : データなし    |
| 発火点          | : データなし    |
| 燃焼性          | : データなし    |
| 燃焼又は爆発範囲     | : データなし    |
| 蒸気圧          | : データなし    |
| 蒸気密度         | : データなし    |
| 蒸発速度         | : データなし    |
| 密度・比重        | : 0.78     |
| 溶解度          | : データなし    |
| 分解温度         | : データなし    |

## 10. 安定性及び反応性

|            |  |
|------------|--|
| 安定性        | : 通常の保管環境下で安定                          |
| 危険有害反応可能性  | : データなし                                |
| 避けるべき条件    | : データなし                                |
| 混触危険物質     | : データなし                                |
| 危険有害な分解生成物 | : 燃焼ガスには一酸化炭素、窒素酸化物、塩素化合物、硫黄酸化物等が含まれる。 |

## 11. 有害性情報

|                   |                                   |                       |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 急性毒性（経口）          | : ラット(♂) LD <sub>50</sub>         | >300mg/kg、≤2,000mg/kg |
| 急性毒性（経皮）          | : ラット(♂ ♀) LD <sub>50</sub>       | >2,000 mg/kg          |
| 急性毒性（吸入：粉塵）       | : 分類できない                          |                       |
| 急性毒性（吸入：蒸気）       | : 分類できない                          |                       |
| 皮膚腐食性／刺激性         | : ウサギ 刺激性あり 区分2                   |                       |
| 眼に対する重篤な損傷／刺激性    | : ウサギ 刺激性あり、250倍希釈液は実質的に刺激性なし 区分1 |                       |
| 呼吸感受性             | : データなし                           |                       |
| 皮膚感受性             | : モルモット 陽性 区分1                    |                       |
| 生殖細胞変異原性          | : 区分1Bに該当する成分を0.1%以上含む為、区分1Bとした   |                       |
| 発がん性              | :                                 |                       |
| 生殖毒性              | :                                 |                       |
| 特定標的臓器／全身毒性（単回暴露） | :                                 |                       |
| 特定標的臓器／全身毒性（反復暴露） | :                                 |                       |

吸引性呼吸器有害性 : 分類できない

## 12. 環境影響情報

|         |                            |                  |
|---------|----------------------------|------------------|
| 生態毒性 魚  | : (コイ)LC <sub>50</sub>     | 2.37 mg/l (96時間) |
| 甲殻類     | : (オオミジンコ)EC <sub>50</sub> | 1.36 mg/l (48時間) |
| 藻類      | : EC <sub>50</sub>         | 0.56 mg/l (72時間) |
| 残留性／分解性 | : データなし                    |                  |
| 生体蓄積性   | : データなし                    |                  |
| 土壤中の移動性 | : データなし                    |                  |
| その他     | : データなし                    |                  |

### 1 3. 廃棄上の注意

都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。洗浄水等は、凝集沈殿、活性汚泥などの処理により清浄にしてから排出する。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

### 1 4. 輸送上の注意

輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。車輛、船舶には保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を備える他、緊急時の処理に必要な消火器、工具などを備えておく。

国連分類 : クラス9(有害性物質)  
国連番号 : UN3077(環境有害物質、固体)

### 1 5. 適用法令

農薬取締法 : 登録番号 第23061号  
消防法 : 非該当  
労働安全衛生法 : 第18条の2(通知対象物質) シリカ10-20%(政令番号312)  
第18条の2(通知対象物質) マンガン及びその化合物(政令番号550)  
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) : 第1種指定化学物質 マンセブ又はマンセブ  
第1種指定化学物質 ヘキサメレントラミン  
化審法 : 第2条第5頁優先評価化学物質 プロパン-1,2-ジオール  
毒物劇物取締法 : 非該当

### 1 6. その他

記載内容は、現時点で入手できた資料・情報に基づいて作成しておりますが、危険・有害性等に関して、いかなる保証をなすものではありません。注意事項については通常取り扱いを対象としたものであり、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策を講じて下さい。危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意して下さい。

使用に当たっては、ラベルの注意事項を良く読んで下さい。

引用文献 : 1) J I S Z 7 2 5 2 : 2 0 0 9 G H Sに基づく化学物質等の分類方法  
2) G H S対応ガイドライン 製品安全性データシートの作成指針(改訂2版)  
平成20年10月 社団法人 日本化学工業協会  
3) 農薬中毒の症状と治療法 第13版 平成22年4月 農薬工業会

#### 作成部署以外の連絡先

(財団法人)日本中毒情報センター

|               |                      |              |
|---------------|----------------------|--------------|
| 大阪(年中無休、24時間) | 一般市民向け相談電話(無料)       | 072-727-2499 |
|               | 医療機関専用有料電話(1件2,000円) | 072-726-9923 |
| つくば(毎日9時~21時) | 一般市民向け相談電話(無料)       | 029-852-9999 |
|               | 医療機関専用有料電話(1件2,000円) | 029-851-9999 |

※ ただし、上記の何れも通話料は相談者の負担となります。